

**熊本県告示第696号**

熊本県生活排水処理施設整備資金融資あっせん要項を次のように定める。

平成15年6月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県生活排水処理施設整備資金融資あっせん要項

(趣旨)

第1条 この要項は、生活排水処理施設の整備に必要な資金について、熊本県歳計現金余裕金貸付規則に基づき行う融資に関し必要な事項を定めるものとする。

(融資資金及び取扱金融機関)

第2条 県は、この制度を運用するための資金を予算の範囲内で取扱金融機関に預託するものとする。

2 前項の資金の取扱金融機関は、肥後銀行、熊本ファミリー銀行、九州労働金庫及び熊本県信用農業協同組合連合会とする。

3 肥後銀行、熊本ファミリー銀行及び九州労働金庫は、預託を受けた資金に300パーセント以上、熊本県信用農業協同組合連合会は200パーセント以上の自己資金を加えて融資枠を設定し、この要項の定めるところにより融資を行うものとする。

(融資対象者)

第3条 資金の融資を受けることができる者は、熊本県歳計現金余裕金貸付規則第1条に定める者で、次の各号のすべてに該当するものとする。

(1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項又は第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域外の地域に生活排水処理施設を設置する者

(2) 県税の滞納のない者

(融資の対象費用)

第4条 資金の融資の対象費用は、次の各号に掲げる生活排水処理施設の設置に要する費用とする。ただし、土地を取得するために要する費用を含まない。

(1) 本体施設

ア 浄化槽 便所と連結してし尿と併せて雑排水(工場廃水、雨水その他特殊な排水を除く。)を処理し、下水道法第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備又は施設であり、かつ、通常の使用状態における生物化学的酸素要求量の除去率が90パーセント以上で、浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量が1リットル当たり20ミリグラム以下の処理能力を有するものうち、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第21条第1項の規定による登録を受けている浄化槽工事業者又は同法第33条第3項の規定による届出を行っている建設業者が施工するもの。

イ その他知事が適当と認める施設

(2) 本体施設附属施設

ア 流入及び放流のための施設

イ その他知事が適当と認める施設

(融資条件)

第5条 資金の融資条件は、次のとおりとする。

(1) 融資限度額 1世帯当たり200万円を限度とする。ただし、共同で生活排水処理施設を設置する場合は、1施設当たり500万円を限度とする。

(2) 融資利率 年2.17パーセント以内とする。

(3) 融資期間 5年以内(据置期間6月以内を含む。)とする。

(4) 返済方法 取扱金融機関の定めるところによる。

(5) 担保・保証人 取扱金融機関の定めるところによる。

(融資のあっせん)

第6条 資金の融資を受けようとする者は、この要項の規定に基づき知事の融資のあっせん(以下「あっせん」という。)を受けるものとする。

(あっせんの申請)

第7条 資金のあっせんを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、生活排水処理施設の設置の工事(以下「工事」という。)着工前に、次に掲げる書類を添付して、熊本県生活排水処理施設整備資金融資あっせん申請書(別記第1号様式)により、知事に申請しなければならない。

(1) 生活排水処理施設の設置見積書

(2) 生活排水処理施設の配置図

(3) 付近の見取図

(4) 直近の県税の納税証明書又は源泉徴収票の写し

(5) その他知事が必要と認める書類

(あっせんの決定等)

第8条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、あっせんを適当と決定したときは、熊本県生活排水処理施設整備資金融資あっせん決定通知書(別記第2号様式)により、申請者及び取扱金融機関に通知するものとする。

2 前項の規定によりあっせんの決定を受けた者は、同項の通知書を取扱金融機関に提出し、取扱金融機関所定の方法により、資金の借入れの申込みをするものとする。

3 あっせんの決定を受けた者が、あっせんを受けた日から6月以内に資金の借入れをしないときは、当該決定を受けた者に係る第1項の規定による決定は、その効力を失うも